

令和6年度事業計画書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染対策緩和に伴い、県民の生活は日常を取り戻しつつある中、県内における令和5年中の刑法犯認知件数は前年比で約25%も増加し、殺人・不同意性交等の凶悪犯、空き巣や自動車盗等の増加が著しく、自転車盗も156件増加した。

県内の昨年の「電話で『お金』詐欺」の被害認知件数は104件で、過去6年で最多を記録し、被害総額も約2億7千万円を越え、依然として多額の被害が発生し続いている他、インターネットを利用した広域にわたる「サイバー犯罪」や「人身安全関連事案」等、県民の身近な犯罪被害は依然として深刻な状況にある。

地域防犯活動では、キャンペーン等広報啓発活動も再開しつつあるが、防犯ボランティアの高齢化が顕著となっており、関係機関・団体と連携し、見守り活動等防犯活動の更なる活性化が求められている。

令和4年度末で当協会唯一の収益事業であったAMマーク販売事業が終了したのに続き、令和5年度末をもって被災地防犯アドバイザー業務も終了し、更には自転車防犯登録件数の減少が続いている。本会は資金面で非常に厳しい現状であるが、賛助会員の獲得を促進し、新たに「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員業務を開始する等、知恵を働かせ、効率化を図り、熊本県警察や各地区防犯協会、地域防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携して、引き続き「安全安心なまちづくり」をめざし、犯罪防止の広報・啓発活動及び防犯ボランティア団体の支援等、地域防犯対策事業を積極的に推進し、特に甚大な被害が続く「電話で『お金』詐欺」対策を重点的に実施することとする。

第2 地域防犯対策事業（公益I）

1 犯罪防止の広報・啓発事業

(1) 地域防犯活動の推進

ア 全国地域安全運動等の推進

全国一斉に実施される全国地域安全運動や、毎月15日の「防犯の日」等を契機として、地域安全の広報啓発、防犯意識の向上を図り、安全安心なまちづくりに向けて警察や各地区防犯協会と連携し、各種行事や広報啓発活動を推進する。

イ 防犯ポスター等の募集

全国地域安全運動の実施に伴い、防犯ポスター、標語及び青パト活動写真を幅広く県民に募集し、優秀作品を選考、表彰し、広報紙「防犯くまもと」に掲載するなど、県民に周知して防犯意識の啓発、浸透に広く活用する。

ウ 青パト活動の推進

令和3年度に芦北町防犯協会、令和4年度に人吉地区防犯協会連合会に対して各1台の青パトを配備しており、令和5年度の配備はなかったものの、各地区防犯協会と連携し、地域防犯ボランティアの青パトによる防犯パトロール活動を強化する。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 広報紙「防犯くまもと」の発行

年4回発行し、地域安全情報・地域防犯活動等を県民に紹介し、防犯意識の向上や地域防犯活動への参画意識を啓発する。

イ 県防連ホームページの積極的活用

防犯標語（優秀作品）及び各地区防犯協会等の地域安全活動等を掲載するなどホームページの充実を図る。

ウ SNS等の利用に起因する犯罪被害の防止

SNS等を利用したいじめや児童の福祉を害する犯罪、児童虐待等の被害防止に向けた広報啓発活動を推進する。

エ 広報啓発用防犯資料の活用

各地区防犯協会、防犯ボランティア等に対し全防連広報誌「安心な街に」等各種広報資材の配布や各種犯罪被害防止広報用DVDの貸出しによる広報啓発を行う。

2 防犯関連団体への支援事業

(1) 次世代防犯ボランティアの育成

警察及び各地区防と連携して、地域防犯ボランティア団体等の育成及び活動支援を推進する。

(2) 防犯関連団体への支援事業

防犯関連団体への支援事業として

- 熊本県暴力追放県民大会の後援
 - くまもと安全安心まちづくり大会の後援
 - 大学生の防犯ボランティア「防犯若武者ベアーズ」の活動支援
 - 大学生の防犯ボランティア「サイバー防犯ボランティア」の活動支援
- 等を推進する。

3 青少年の健全育成事業

(1) 「肥後っ子の居場所づくり事業」への支援

県警、県少協及び各地区防等が連携して少年の規範意識の向上と地域社会とのつながりを目的として実施する「肥後っ子の居場所づくり事業」を支援する。

(2) 児童虐待防止広報の推進

児童虐待事案の絶無に向けた広報啓発を推進する。

4 防犯機器等の普及事業

防犯グッズ等各種広報啓発資料等の配布、斡旋

防犯腕章を始めとする防犯活動用資材や防犯グッズの斡旋、防犯活動マニュアルの配布、防犯DVDの貸出等による防犯活動参画の意識啓発を推進する。

5 防犯功労団体・功労者の表彰

- (1) 県防連表彰（県防連会長・警察本部長連名表彰）
地域防犯活動に尽力した防犯功労団体・功労者について、各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、審査の上、県防連定時総会時に表彰する。
- (2) 九防連・全防連表彰の上申
各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、防犯功労団体・功労者を審査の上、九防連・全防連に表彰上申する。

6 地域防犯活動の指導及び実施

- (1) 被災地防犯アドバイザー業務の終了
県警の委託業務「被災地防犯アドバイザー業務」については、仮設住宅居住者の減少等に伴い、令和6年度は業務委託がなされず、令和5年度をもって業務を終了する。
- (2) 「電話で『お金』詐欺」被害防止支援員業務の開始
依然として多額の被害が発生している「電話で『お金』詐欺」の被害を抑止する施策の一環として、支援員2名による「固定電話に防犯機能を付加するサービス・機器」について県民等への指導助言、紹介、広報啓発、手続きや設置の支援を行うと共に、各自治体等が行う自動通話録音機器等の貸出・補助事業を支援する業務を熊本県警から業務委託を受け、令和6年4月から実施する。
- (3) 犯罪の起きにくい環境づくりの推進
熊本県が推進する「くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議」に参加し、関係機関と連携した活動を推進すると共に、「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を後援・参加して、犯罪の起きにくい環境づくりの意識高揚を図る。

第3 自転車防犯対策事業（公益II）

1 時代に適応した事業推進

自転車防犯登録件数は、令和2年度以降減少し続けている。

昨今の物価高騰に対応するため、令和6年1月1日から防犯登録料を1件当たり100円値上げして700円としたものの、事業収益は年々激減し続けている。

電動アシスト自転車等高性能な自転車が増加し、自転車の価格も上昇して防犯登録の必要性は更に高まっており、令和7年度には全国的なシステム改修も予定されていることから、事前に十分な対策を検討し、時代に適応した効率的、効果的な事業推進に努める。

2 適正な業務の推進

(1) 自転車防犯登録制度に基づく適正な業務委託

業務委託契約先の販売店等に対し「防犯登録の手引き」による適切な登録業務の運用について指導を実施する。

(2) 迅速かつ正確な登録業務の実施

自転車防犯登録制度の適正な運用を図るため、迅速かつ正確な登録情報の入力及び警察からの登録情報に関する照会に適正に対応する。

3 自転車防犯登録の普及・促進

- (1) 広報紙「防犯くまもと」を始めとした各種広報活動により、自転車防犯登録の重要性と新規、変更、抹消登録の確実な届出の周知を図る。
- (2) 盗難等被害防止対策、早期被害回復を図るため、各地区防と連携しチラシの作成、キャンペーン等の支援、防犯診断の実施など盗難防止に向けた広報啓発活動や駐輪場における環境整備による被害防止対策を推進する。

第4 風俗環境浄化事業（公益Ⅲ）

1 風俗環境浄化協会業務の推進

熊本県風俗環境浄化協会の活動として、風俗環境に関する苦情処理、違反行為防止に向けた啓発及び風俗環境浄化に向けた民間の自主活動支援等を推進する。

2 県公安委員会からの受託事業の適正な業務推進

(1) 風俗営業管理者講習の実施

ア 令和6年度の「風俗営業管理者講習」は、球磨（人吉）・城南（八代・芦北）方面を対象に、風俗営業管理者に対する法令遵守、暴力団排除及び自主的な風俗環境浄化活動の啓発に向けた法令講習会を実施する予定である。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染対策緩和の状況や感染状況を見ながら、感染拡大防止に留意して実施する。

イ 管理者講習の実施に当たっては、警察本部・警察署と連携し、未受講者に対する受講呼びかけの徹底を図るなど受講率の向上に努める。

(2) 調査業務の実施

新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、風俗営業の許可・変更承認に伴う調査件数が増加しており、調査業務に従事する調査員の資質向上を図るとともに、適正かつ厳格な現地調査を実施する。

(3) 風俗環境浄化事業に付帯する事業の実施

風俗営業者に対し、「従業者名簿」「管理者業務実施簿」の営業所への備え付けを周知し啓発する。

3 風営適正化法の遵守に向けた啓発及び風俗環境浄化活動に対する支援

(1) 歓楽街の風俗環境浄化のため、風俗営業等関係団体、青少年健全育成団体等と連携し、警察、地区防犯協会が行う繁華街対策等諸活動を支援する。

(2) 熊本県遊技業協同組合が設置する「不正防止対策委員会」による遊技場に対する立入検査に検査員の一員として従事し、不正防止啓発を推進する。

第5 協会運営

1 定時総会、通常理事会の開催

荒木前会長の死去に伴い、令和5年11月に会長・副会長が交代し、令和6年春から事務局長も交代し、令和6年度定時総会で現役員の任期満了を迎えることから、業務に齟齬が生じないよう、より適正な業務運営を推進する。

第1回通常理事会を5月7日、定時総会と役員選定理事会を5月28日に開催する予定であり、令和5年度の決算、事業、任期満了に伴う理事・監事等の役員について承認を受けると共に令和6年以降の役員を決定し、令和7年3月には通

常理事会を開催して、令和7年度の事業計画予算について審議を行うものとする。

2 全国及び九州防犯協会会議等への出席

東京で本年7月に開催予定の全国防犯協会会議や、佐賀で開催予定の九州防犯協会総会及び研修会、大分で開催予定の九州地区防犯協会専務理事会議等に出席する。

3 関係機関・団体等の会議出席

県をはじめ、関係機関・団体等の会議に出席し連携を図る。

4 各地区防犯協会との連携

職員研修会は、予算不足のため開催できないが、電話や文書による連絡・報告を活発化させることで各地区防犯協会との連携を図る。

5 活動資金確保に向けた賛助会員獲得促進

活動資金不足を補うため、賛助会員獲得に向けた活動を促進し、安定した活動資金の確保を目指す。

以上